

『本朝麗藻』全注釈(七)

今 浜 通 隆

(上の8) 花鳥春資貯。

右金吾

花鳥何日聞古今、為春資貯勝千金。

積応能散風前色、貪欲相伝露底音。

類景餘粮三月語、後旬生計一園心。

從茲想得非貧素、每見土宜任醉吟。

〔訓読〕花鳥は春の資貯なり。

右金吾(うきんご)

花鳥は何(いづ)れの日よりか古今に聞こゆ、春の資貯為(た)

りて千金に勝る、と。積むも応(まさ)に能く風前の色を散らすべ

く、貪(むさぼ)るも露底の音を相伝へんと欲す。類景(たいけい)

の餘粮(よりやう)三月の語(ご)、後旬の生計一園の心(しん)。

茲(ここ)より想ひ得たり貧素に非ざることを、土宜(どぎ)に見

(あ)ふ毎(ごと)に醉吟を任(ほ)し(いまま)にするは。

『本朝麗藻』全注釈(七)

〔通釈〕花鳥は春の財宝なり。

右衛門督(藤原齊信)

花と鳥とは、何時とはなく昔から世間で言われ続けている、「春

の財宝であり、千金以上の価値がある」と。(ところで、春は、た

だにその花という財宝を)積みたたくわえるだけではなく、またよ

く風の前に花びらを乱れ散らし(そして、人の目を喜ばせてくれ

る)、(春は、ただにその鳥という財宝を)むさぼり集めるだけで

はなく、またよく露のもとに鳥声を伝え響かせる(そして、人の耳

を樂しませてくれる)。(それ故に)その、晩春三月の夕暮れ時に

鳴きさえずる鳥の声を耳にするのは、この私にとっては、あたかも

あり余る食料を春から給付されているようなものであり、その、月

末の庭園一杯に乱れ散る花の色を目にするのは、この私にとって

は、あたかも十分な俸銭を春から頂戴しているようなものである。

さて、そこで確信するのです、この身は決して貧賤ではないという

ことを、(なぜなら、春の恩恵―花びらや鳥声―の満ちあふた)こ

のように素晴らしい場所に常に身を置き、(その、あり余る料銭を

給付され、十分な俸禄を頂戴して)思うままに酒に酔い詩を吟じる

ことができるのですから。

〔校異〕 ○日―底は、判読不能につき、新により補う。○類

―底以外は、「類」字に作る。なお、「類」は「類」の俗字。

○語―底は、この右横下に「、ヨ」の二字を送る。意味不明。

今、従わない。○心―底は、判読不能につき、新により補う。

○茲―底は、判読不能につき、新により補う。○吟―底は、欠

字。今、新以下により補う。なお、全は、第八句目に「毎見

宜任酔吟」と返り点を付す。今、類新のそれに従う。

〔語釈〕

○花鳥春資貯 詩題。出典未詳。「資貯」は、「資儲(しちよ)」

に同じ。たくわえ・蓄積の意。例えば、白居易に、「君ハ父母ノ君

(地方長官)ト為リ、大恵ハ資儲(民の蓄積)ニ在リ。」ハ『白氏

長慶集』巻五十二「除夜ノ作ニ和ス」Vとの用例あり。また、「資

貯」をそのまま用いた例としては、大江以言に、「供仏施僧ノ

資貯(費用)ハ、専ラ東園(左大臣藤原道長)ノ芳意ニ任(まか)

ス。」ハ『本朝文粹』巻十四「覚運僧都ノ為ノ四十九日ノ願文」V

がある。以上のように、「資貯」には蓄積・費用などの意がある

が、今、ここでは「財宝」と訳した。春は、花という財宝と鳥とい

う財宝を持つ。前者は見る財宝であり、後者は聞く財宝である。春

は人の目を喜ばせ、人の耳を喜ばせるに十分な財宝を持っている、というのである。

左大臣の藤原道長邸で行なわれたもの。『権記』の同日の条には、

「左府(左大臣道長邸)ニ詣(いた)ル。作文有り、題、花ハ春ノ

資貯為リ(花為春資貯)、ハ(韻字は)心字ナリV。半夜許(はか)リ

ニ作リ了(をは)ルモ、家ニ帰レバ曉ニ及ブ。」ハ史料大成本Vと

ある(なお、『御堂関白記』には同日の記事なし)。文中の詩

題が「花為春資貯」となっているのは、「花鳥春資貯」の恐らく誤

りであろう。「鳥」と「為」との字体近似による誤写か誤読である

に違いない。

○右金吾 右衛門府の唐名。ただし、ここでは右近将軍の略で、

右衛門督の唐名(「金吾」は官名で「執金吾」の略。天子の護衛兵

のこと)。藤原齊信をさす。なお、後に述べるように、藤原齊信

が右衛門督であったのは、長保三年(一〇〇一)十月三日から寛弘

六年(一〇〇九)三月三日までであるハ「公卿補任」V。この作文

会が行なわれた寛弘三年三月二十四日当時、彼は四十歳、官位は権

中納言従二位で、右衛門督のほかにも中官大夫・使別当を兼任して

いたハ同上V。

○勝千金 「千金」は大金の意。例えば、白居易に、「昭陽ノ舞人

恩正ニ深く、春衣一対直(あたひ)千金。」ハ『白氏長慶集』巻四

「繡綾」Vとの用例あり。なお、『本朝麗藻』のこのすぐあとの、

左金吾(藤原公任)の同題詩の第六句目には「一万金」、大江通直

の同題詩の第六句目には「是千金」、「江吏部集」ハ巻下V中の大

江匡衡の同題詩の第六句目には「直千金」と、それぞれ同様の意味

を持つ詩語が使用されている。公任以下の現存の同題詩三首がこの

詩語を同じく第六句目に置いているのに対して、右金吾(齊信)の

これのみが第二句目に置かれていることに注意。

○積応能散風前色 「積」は積貯・積蓄の意で、積みたくわえること。「散」は散財の意で、金銭や物を人に分け与えること。なお、例えば、「礼記」には、「賢者ハ……積ムモ能ク散シ(積而能散)、安キニ安ンズルモ能ク遷ル。」△「曲礼」篇上▽との、「顔氏家訓」には、「素ヨリ鄙悛(ひりん・心がいやしくて物おしりする意)ナル者モ、其ノ古人ノ義ヲ貴ビテ財ヲ輕クシ、私ヲ少ナクシテ慾ヲ寡(すく)ナクシ、盈(み)ツルヲ忌ミテ滿ツルヲ惡(にく)ミ、窮セルヲ調(すく)ヒテ賈(とぼ)シキヲ郵(あはれ)ムヲ觀テハ、緜然(たんぜん・恥ずかしくて顔が赤くなるさま)トシテ悔イ恥ヂ、積ムモ能ク散ゼン(積而能散)ト欲スルナリ。」△「勉学」篇▽との用例あり。その、「積而能散」の語順のままに、「積応能散風色」として使用されていることに注意。出典と考えて間違いないであろう。

「礼記」の一文の意味は、「(賢者は)財を蓄積するも、又能く散じて人に施す也。」△国訳漢文大成本注▽であり、この場合の主語は「賢者」であり、目的語は「財」である(ただし、文中では省略されている)。(これに対して、斉信の詩の第三句目の意味は、「(春は花という)財を蓄積するも、又能く風の前に散じて人に施す也。」ということになり、この場合の主語は「春」であり、目的語は「花」という財であろう。「花」という財を「春」が蓄積するとは、春になって花々が一面に咲きはこることを具体的に意味するに違いない。

この第三句目は、対句である第四句目が「春ノ資貯」の一つ

「本朝麗藻」全注釈(七)

「鳥」を指示している(それは、「露底ノ音」とあることによりわかる)のに対して、その他の一つ「花」を指示しているのである(それは、「風前ノ色」とあることによりわかる)。だから、この句の目的語は、「花」という財でなければならぬのである。なお、「散」には、言うまでもなく、財を散ずる意と花を散らす意との、二つの意味が掛けられている。また、「風前ノ色」とは、風にハラハラと散る花びらの意であろう。「風前」は、第四句目の「露底」の対語であり、ここでは、「はかなさ」を比喩する抽象語としてよりも、やはり、具象語として、「風の吹く前」の意にとる必要があると思う。

つまり、賢者は財を蓄積するけれども、またよくそれを散じて人に施すというが、ちょうどそのように、春は花を一面に咲かせるけれども、またよくそれを風の前に散らせて人々の目を喜ばせるのだ、と作者は主張しているのである。「礼記」を出典として、「春」を「賢者」に、「花」を「財」にたとえており、かなり技巧的な一句と言えよう。

○貪欲相伝露底音 「貪」は、第三句目の「積」の対語であり、貪積の意。むさぼり積むこと。例えば、「顔氏家訓」に、「鄴(げふ・地名)下ニ一領軍有リテ、貪積已ニ甚ダシ。」△「治家」篇▽との用例あり。また、「欲」は、第三句目の「応」の対語であり、以下、「相伝」と「能散」、「露底」と「風前」、「音」と「色」とがそれぞれ対語。「貪欲相伝」の出典は未詳であるが、第三句目の「積応能散」の類似表現と考えられる。第四句目の主語も、勿論、「春」である。春が貪積するのである。目的語は、第三句目の

それが、「花」という財であつたのに対して、こちらは、「鳥」という財」。それは、「露底ノ音」とあることによりわかる。「鳥」という財を「春」がむさぼり積むとは、春になって鳥たちがあちこちでさえずり競うことを具体的に意味するに違いない。

「露底」は、春露のもとの意。例えば、「和漢朗詠集」八卷上・春・藤ノ底に、「紫藤ノ露ノ底（もと）ニ残ル花ノ色、翠竹ノ煙ノ中ニ暮（ゆふべ）ノ鳥ノ声。」八源相規「四月ニ余香有り」Vとの用例あり（なお、この用例中にも、「花ノ色」と「鳥ノ声」ハ音Vとが対語として使用されていることに注意）。

「音」は、勿論、鳥音の意で、鳥の声をいう。「色」（花の色）との対語であるが、和歌にもこの対語の用例は多く見られる。例えば、「後撰和歌集」八卷四・夏歌Vに、「花鳥の色をも音をも徒に物うかる身はすぐすのみなり」八藤原雅正Vとの用例あり。視覚と聴覚との対比であり、その「色」と「音」との対語が、この右金吾の詩では、それぞれ第六句目の「心」と第五句目の「語」との対語に承応して用いられていることがわかる。

つまり、第四句目において、作者はもう一つの春の財宝である「鳥」に言及しているのである。賢者は財を蓄積するけれども、またよくそれを散じて人々に施すというのが、ちょうどそのように、春は鳥をあちこちでさえずり競わせるけれども、またよくそれを露のもとに響かせて人々の耳を楽しませるのだ、と。

この、露のもとに響かせて人々の耳を楽しませるといふ鳥の「音」とは、あるいは鶯のさえずりであろうか。例えば、白居易に、「春ハ帰ルモ鶯ヲ留メシムルニ似タリ、好ク林園ニ

住（とど）ムニ兩声。」八「白氏長慶集」卷六十九「春ノ尽クル日」Vとの用例あり。三月二十四日という時期の近きからして、この「花鳥ハ春ノ資貯ナリ。」の詩題中で詠じられている「鳥」も、鶯ではないかと想像されてくる。

○類景 「類」は、すでに述べたように「類」の俗字で、衰えかたむく意。「景」は、ひかりの意で、「影」字に同じ。例えば、白居易に、「景ハ長ク天氣好シ。」八「白氏長慶集」卷六十二「首夏」Vとの用例あり。つまり、「類景」は、「類陽」の意で、夕日・落日・夕暮れのこと。夕方の時刻をあらわす。「晚景」（「御堂関白記」や「小右記」などの条文にしばしば見える。）の意に同じ。この詩が作られたのは夕暮れ時であり、それ故に、作者の耳にはより一層、ねぐらを求める鳥の声がさわがしく聞えてくるのであろう。なお、「類景」という詩語の用例としては、「蘇東坡詩集」八「蘇文忠公詩合註」本卷四十Vに、「類景ハ西山ニ薄（せま）ル。」八「陶ノ歲暮ノ作、張常侍ニ和スニ和ス。」Vがある。また、この「類景」という詩語は、第六句目の「後句」（下句の意）の対語である。「日の終わり」と「月の終わり」とで密接な対応関係を示す。この作文会がなされたのは、すでに述べたように寛弘三年三月二十四日であり、時刻は夕暮れ時であった。

○餘糧 「糧」は、すでに述べたように「糧」の俗字。「餘糧」は、あり余る食糧の意。ただし、この「餘糧」は、第六句目の「生計」（生活。ただし、ここでは、生活を支える俸銭・官吏の給金の意）の対語であり、むしろ、「禄米」（唐代の制度で、官職の給金のほかに別に給付する食料等の加俸のこと。）の意と考える必

要あり。今、そのように訳した。

そもそも、唐代の制度では、「官吏に対しては、俸銭の外に禄米・職田及び雑用銭を給し、その上なお防閑(また防閑ともいう)庶僕・仗身等の色役を給したのであって……」(吉田虎雄「唐代租税の研究」第四節「色役及び資課」)と云及されているように、官吏の俸禄の一つに、「禄米」(食料)の支給があった。例えば、「新唐書」(卷五十五「食貨」)志にも、「(開元)二十四年、百官ノ防閑・庶僕・俸食(俸銭と食料)・雑用ヲシテ月ヲ以テ之ヲ給シ、月俸ト総称セシム。」と云っている。また、白居易に、「料銭(食料と俸銭) 八月ニ随ヒテ用ヒ、生計ハ日ヲ逐ヒテ営ム。」(「白氏長慶集」卷六十二「首夏」)との用例あり(なお、ここで「料銭」と「生計」とが対語で使用されていることに注意)。

今、ここでは、「餘糧」を「禄米」(食料)として訳したが、つまり、作者は、鳥の声は「春」という資産家から支給された「禄米」(食料)みたいなものなのだ、と言いたいのである。

○三月語 「三月」は、晩春の意であるが、この時の作文会が開催された寛弘三年三月二十四日を具体的に指示したのも。第六句目の「一園」の対語。「語」は、「鳥語」で、鳥の鳴き声。例えば、白居易に、「耳聡(さと)ク心慧(さと)クシテ舌端巧ミニ、鳥語入言通ゼザル無シ。」(「白氏長慶集」卷四「秦吉了」)との、「和漢朗詠集」(巻下・雑・山家)に、「花間ニ友ヲ覓(もと)ムレバ鶯ハ語ヲ交へ、洞裏ニ家ヲ移セバ鶴ハ隣ヲトス。」(長紀長谷雄「山居ヲトス」)との用例あり。第六句目の「心」(花の意)の対語。

「本朝麗藻」全注釈(七)

○後句 「下旬」に同じ。月末のことで、ここでは、この作文会がなされた寛弘三年三月二十四日を具体的に指示したのも。三月下旬の意。第五句目の「頽景」の対語。

○生計 くらし・世すぎ・生活の手だての意。例えば、白居易に、「生計抛(なげう)チ来リテ詩ハ是レ業、家園忘却シテ酒ヲ郷ト為ス。」(「白氏長慶集」卷十八「蕭処士ノ黔南ニ遊ブラ送ル」)との用例あり。なお、ここでは、第五句目の「餘糧」(禄米の意)の対語として、「俸銭」の意に訳した。「俸銭」は、官職の給金で、俸禄の一つ。

つまり、作者は、散る花は「春」という資産家から支給された「俸銭」みたいなものなのだ、と言いたいのである。

○一園心 「一園」は、庭園のいたるところの意。庭園一杯。第五句目の「三月」の対語。「一」と「三」との数字の対応。「心」は、「花心」で、花のしん・しべの意。ただし、ここでは、花・花びらの意に訳した。例えば、「玉台新詠」(卷七)に、「花心ハ風上ニ転ジ、葉影ハ樹中ニ移ル。」(簡文帝「秋夜」)との用例あり。第五句目の「語」(鳥の声の意)の対語。ここでの視覚と聴覚との対応は、第三句目の「色」(視覚)と第四句目の「音」(聴覚)とのそれに同じ。ただし、その並び方に注意。A B B A (Aは視覚・Bは聴覚)の順序である。

○非貧素 「貧素」は、貧乏の意で、富貴の反。例えば、「顔氏家訓」に、「南閩(南方の人間)ハ貧素ナルモ、皆外飾ヲ事トス。車乘衣服ハ、必ず齊整ナルヲ貴ブ。」(「治家」篇)との用例あり。春という資産家から、花びらという俸銭と鳥声という料銭とを給付

され、そして、思いのままに酔吟しているのだから、我が身は決して「貧素」などではない、と作者は言っているのである。自然の中に身を置き、自然の恩恵を満喫することが真の意味での「富貴」なのだ、という発想は、白居易の詩などにも数多く見られる。例えば、「人間ノ榮耀ハ因縁淺ク、林下ノ幽閑ハ氣味深シ。」ハ「白氏長慶集」巻六十六「老来ノ生計」Vとか、「世事ニ心ヲ勞スルハ富貴ニ非ズ。(世事勞心非富貴)、人生ノ実事ハ是レ欲娘ナリ。(人生実事は欲娘)。」ハ同上「老夫」Vとかの発想がさうであろう。とくに後者から影響が、語句の類似点からも、この右金吾の詩には考えられるように思う。

○土宜 その土地の性質が住民や農作物に適していること。また、その土地の産物の意。例えば、「礼記」ハ「月令」篇Vに、「(孟春ノ月ハ……)善ク丘陵・阪險・原隰(げんしふ・高原と低湿地)、土地ノ宜シキ所、五穀ノ殖スル所ヲ相(み)テ、以テ民ヲ教導ス。必ズ之ヲ躬親(みづか)ラス。」との、「本朝文粹」ハ巻七Vに、「又恵ム所ノ土宜ハ、容納スルニ憚(はばか)リ有リ。」ハ大江朝綱「清慎公ノ為ニ呉越ノ王ニ報ズルノ書」Vとの用例あり。出典は、「周礼」ハ「夏官司馬」Vで、「(土方氏ハ……)以テ土宜・土化ノ法ヲ弁ズ。」とあり、その鄭玄注には、「土宜トハ、九穀種植(ちよくち・はや播きとおそ播き)ノ宜シキ所ヲ謂フナリ。」とある。

ただし、ここでは、今、自然の恩恵に満ちあふれた素晴らしい場所、あるいは、季節の意に訳した。

○酔吟 酒に酔って詩を吟じること。

「作者」藤原齊信(ただのぶ・康保四年ハ九六七V—長元八年ハ一〇三五V。六十九歳)は、師輔の孫で、恒徳公為光(号は法住寺太政大臣)の第二男。官位は、大納言(民部卿と中宮大夫を兼任)正二位に至る。

一条朝の四納言の一人に数えられている齊信は、「この四人の大納言たちよな。齊信・公任・行成・俊賢など申す君たちは、またさなら。」ハ「大鏡」「雑々物語」Vとか、「(一条院御位の時)……すべて帝の賢王にておはしける故にや、才臣智僧より始めて、道々のたぐひに至るまで、皆其の名を得たりける。中にも四納言と聞こえしは、齊信・公任・行成・俊賢なり。漢の四皓の世に仕へたらんも、此の人々には、いかがまさらんとぞ見えける。」ハ「十訓抄」第一「心操振舞ヲ定ム可キ事」Vとかと言われているように、藤原公任・藤原行成・源俊賢(としかた)の三人とともに、当時において、その才名をほしいままにした人物であった。そして、その才名は、政治・和歌・漢詩文は勿論のこと、芸能の分野にまで及んだという(「愚管抄」巻四「一条」)にも、「齊信ハ為光太政大臣子、公任ハ三条関白ハ頼忠V子、行成ハ一条撰政ハ伊尹Vノムマゴ・義孝少将子ナリ。和漢ノ才ニミナヒデテ、ソノ外ノ能芸トドリリ三人ニスグレタリ。」ハ中略V四納言サカリノトキ、テル中将ハ源成信V、ヒカル少将ハ藤原重家VトハテV、殿上人ノメダキアリケルハ……。コノ二人仗儀ハ公卿の評定Vノアリケルヲ立聞テ、四納言ノ我モ我モ才覚ヲハキツツサダメ申ケルヲ聞テ、ワレラ成アガリナン後アレラガヤウニアランズルガ、ヨトリテハ世ニアリテモ無

益ナリ。ハ後略V」とあり、斉信ら四納言の政治・和歌・漢詩文・芸能の分野における才名の世にすぐれていたことを記す。

斉信には、とりわけ漢詩文の才名があったらしい。その才名は、藤原公任のそれに匹敵するほどであったとも言われる。

○公任ト斉信トハ詩敵為(た)ルノ事。

又帥殿常ニ示サレテ云フ、公任ト斉信トハ詩敵ト謂フ可シ。若(も)シ相撲ニ譬フレバ、公任ハ善ク擲(なげう)ツト雖モ、斉信ヲ打ツ可カラズト、云々ハ「江談抄」第五「詩事」V。

右の一文は、四納言の中の斉信と公任との漢詩文の才名が匹敵するほどであったということを述べており、興味深い。両者は「詩敵」であったという。公任と言えば、世に、「三船の才」(漢詩・和歌・管絃の三つの才能を兼備していること。)をうたわれ、「一事のすぐるるだにあるに、かくいづれの道もぬけ出でたまひけむは、いにしへも待らぬことなり。」ハ「大鏡」「頼忠」伝Vとまで言われた人物である。とりわけ、漢詩文に対しては、「(公任)御みづからも、のたまふなるは、作文のにぞ乗るべかりける。さてかばかりの詩をつくりたらしましかば、名のがらむこともまさりなまし。口惜しかりけるわざかな。」ハ同上Vと、みづから豪語したというエピソードが残っているほどで、彼自身、それに対しては絶大なる自負を抱いていたらしいのである。その公任と、斉信は「詩敵」と言われ、四つ相撲を組むことができたというのである。斉信の漢詩文における才名は、公任のそれに、優るとも劣らないほどであった。ただし、公任と斉信とが「詩敵」であったと言われる背景には、単に両者の漢詩文における才名が等しかったからということ

だけではなく、両者の詩風の相違も原因としてあったらしい。

○斉信ハ常ニ帥殿(儀同三司・藤原伊周)ヲ庶幾(しよき・請い願う)シ、公任ハ中務宮(後中書王・具平親王)ヲ歎ズルノ事。

又命セラレテ云フ、斉信ハ常ニ帥殿ヲ庶幾シ、公任ハ又中務宮ヲ感嘆ス。斉信ハ常ニ称サレテ云フ、帥殿ハ文章ヲ以テ許サルト、云々。其ノ年齒ハ以テ等輩ナリ。彼ノ人ノ許サレ給フヲ以テ面目トス。豈ニ甚ダシカラザランヤハ「江談抄」第五「詩事」V。

右の一文によると、公任が具平親王の詩風に心を寄せていたのに対して、斉信は藤原伊周のそれに近付こうとしていたらしい(なお、群書類従本には、この部分に、「斉信常庶幾帥殿公任。又感歎中務宮。」と返り点を付すが、今は、それを非として従わない。)。公任は後中書王を師と仰ぎ、斉信は儀同三司を師と仰いでいたというのである。後中書王・具平親王(九六四—一〇〇九)と言えば、「その村上の中務宮(具平)は、文作らせ給ふ道優れておはししなければ、斉名・以言などいふ博士常に参りて、文作らせ給ふ御友になむありける。」ハ「今鏡」第九「唐歌」Vとあるように、村上天皇の皇子で天曆以後の詩壇の中心人物である。また、儀同三司・藤原伊周と言えば、一条朝の「上宰」として、「朝二廊廟ニ抗議シ、夕ニ風月ニ預参シ」ハ「続本朝往生伝」「一条天皇」Vた「天下ノ一物」ハ同上V中の一人である(なお、「続本朝往生伝」には、具平親王は「親王」として、公任と斉信は「九卿」として、「天下ノ一物」中の一人に数えられている。)。両者ともに、確かに、公任や斉信から師として仰がれるのに、その身分といい、そ

の漢詩文の才名といい（かつて、前者には「後中書王集」、後者には「儀同三司集」という漢詩文の私家集があった）「二中歴」第十二（V）、まったく申し分のない人物なのである。

勿論、後中書王の詩風がどのようなものであり、儀同三司のそれがいかなるものであったのかということについては、具体的には未詳というほかはないし、また、それ故に、前者を敬慕してやまなかつた公任の詩風がどのようなものであり、後者を敬慕してやまなかつた斉信のそれがいかなるものであったのかということについても、これまた、具体的には未詳というほかはない。しかし、「詩敵」と言われていた公任と斉信との、それぞれの詩風が異なっていたらしいということ、これは、両者の伝記を考える上で、極めて重要であり、興味深いことと言えよう。

特に、斉信の文人像を考えている今、彼が伊周の詩風を敬慕していたらしいということ、そして、日頃、伊周が斉信の詩を評価していたらしいということ、さらに、斉信がその評価を日頃得意気に自慢していたらしいということ、これらのことは、大いに注目していかなければならないだろう。なぜなら、当時の、伊周と道長との激しい確執の中で、斉信がどのような立場に身を置いていたのか、置こうとしていたのかを知る手懸りに、それらのことがなるであろうと思うからである。

そして、それらのことと関連して、右の「江談抄」中の、「其ノ年齒ハ以テ等輩ナリ。彼ノ人ノ許サレ給フヲ以テ面目ト為ス。豈ニ甚ダシカラザランヤ。」という一文にも注意する必要があると思う。斉信が敬慕してやまなかつた伊周は、実は、年齢的には、彼よりも七

歳の年下である。決して、年齢的には「等輩」などではなく、後輩と言わなければならない人物である。その、七歳年下の伊周の詩風を、斉信は敬慕してやまなかつたというのである。公任が具平親王を敬慕していたというのは、年齢的に言っても十分に納得ができてゐる。具平親王が、公任よりも二歳とは言え、年長者だからである。

斉信と伊周の場合はそのようではなく、伊周の方がはるかに年少者なのである。伊周の漢詩文の才能が、たとえどのようにすぐれていたとしても、このエピソード中の、斉信の伊周に対する敬慕の念は、確かに尋常ではないように思う。「豈ニ甚ダシカラザランヤ。」との「江談抄」の批評は、まさしく正鵠を射ているように思う。この批評は、恐らく、中閨白家の御曹子としての伊周の将来を見つめる世俗的な斉信の態度、媚をふくんだ視線を感じてなされたものである（なお、「江談抄」第五「詩事」Vには、上記のエピソードと内容的に同一のエピソードがもう一つある。「斉信ノ文章ハ帥殿ニ許サルルノ事。」と題するもので、その内容は、「又云フ、斉信ハ如何ハいかんVト。答ヘラレテ云フ、ハ中略V斉信自ラ称シテ云フ、帥殿ハ文章ヲ以テ許サルト、云々。儀同三司ナル者ハ、是レ其ノ年齒ヲ論ズレバ、斉信ノ後進・等輩ナリ。而シテ彼ノ人ヲ以テ許サルルヲ面目ト為ス。豈ニ甚ダシカラザランヤ。」というもの。まったく同一の内容であるが、年齢的に、伊周は斉信の「後進」であり、「等輩」であると言っていることに注意。）。

斉信が、公任の「詩敵」とされていたことについてはすでに述べたが、それは、例えば、白居易の、「三五夜中新月ノ色、二千里外故人ノ心。」という一聯の中の「新月」という詩語について、「新

月ヲ、人ハ以テ微月(三日月)ノ初メテ生ジタルモノト為スナリ。齊信・公任ハ相論ジラレテ、此ノ詩ヲ以テ証(あかし)ト為ス。夕ニ東方ノ月ヲ見ルナリ、ト。「江談抄」第四Vとあるように、両者が互いに討論して新説を打ちだしたというエピソードを見ても、十分に納得される。ところで、時には、齊信の漢詩文の才名が公任のそれを凌いでいると言われたこともあったらしい。

○鷹司殿ノ屏風ノ齊信・端午ノ詩ノ事。

鷹司殿ノ屏風詩ノ、齊信・端午ノ詩(群書類従本に「詩」字なし。今、醍醐寺本「水言鈔」によりて補う。)ニ、片月ノ弦鳴リテ(なお、「水言鈔」には、「弦鳴」を「鳴弦」ハ弦ヲ鳴ラシテVに作る。)、士卒喧(かまびす)シ、ノ句アリ。道済ハ筑後ノ国(なお、「水言鈔」には、「筑後」を「筑前」に作る。)ニ在リテ之ヲ伝ヘ聞ク。此ノ句ナル者ハ、徳ハ飛沈(なお、「江談抄」は、「飛沈」に作る。今、「水言鈔」に従う。)ヲ照ラス、ノ句ニ勝レリ。件ノ句ナル者ハ秀句ナリト雖モ、村濃(むらご・染色の名)ノ糸ノ染(一に「綵」字に作る。「水言鈔」は、「淡」字に作る。)メ違ヘタル様ナリト、云々。(後略)ハ「江談抄」第五「詩事」V。

鷹司殿(藤原道長の妻・倫子の家)の屏風詩の撰者は、後に述べられるように、齊信である。その齊作の撰進した屏風詩の中に、「端午」という彼自身の作った七言詩も入っていたらしい。その詩の一句に、「片月弦鳴士卒喧」とあり、それが、筑後(なお、「中古歌仙伝」では、源道済は、長和四年ハ一〇一五V二月十八日に筑前守に任じられた、と記す。やはり、「水言鈔」の「筑前」が正しい

「本朝麗藻」全注釈也

か。)の国守としてその任地にあった道済の知るところとなつたといふのである(鷹司殿の屏風詩が詠進された時期は未詳であるが、もしも、この「江談抄」の記事を正しいものとする、道済が筑後ハ筑前Vの国守となつた長和四年以後ということになるハなお、道済は寛仁三年になくなつてゐるから、その四年の間ということになる。V。長和四年といへば、齊信は四十九歳、その官位は、権大納言兼春宮大夫・正二位である。)

一方、上記のエピソード中に見える「徳照飛沈」という詩句は、同じ「江談抄」ハ第五「詩事」Vの「四条大納言(公任)ノ野ノ行幸ノ屏風詩ノ事」といふエピソードによると、正しくは、「徳ハ飛沈(なお、「江談抄」は、「飛沈」に作る。今、「水言鈔」に従う。)ヲ照ラス雲夢ノ月(徳照飛沈雲夢月)」といふものであつたらしい。

この、両者の屏風詩中のそれぞれの句を自にした道済が、齊信の「端午」詩のそれをより秀句と判定した、といふのである。その理由については定かではないが、このエピソードによつて、齊信の漢詩文に対する当時の評価がどのようなものであつたのか、その一端を推測することができるように思う。

鷹司殿の屏風詩についてのエピソードがもう一つある。

○かの齊信の藤民部卿、鷹司殿(倫子)の屏風の詩選び奉り給ひけるに、日野の三位(資業)の詩の多く入りたりけるを、義忠といひし贈宰相の難じて、色の糸、詞綴りて春の風に任せたり、といへる糸といふ文字、平声にあらず、僻事(ひがごと)なり、と申すと聞き給ひて、民部卿の文集の詩の、句句の麗しき詞、色の

糸を綴り、といへるを稽（かむが）へて奉られたりければ、宇治の太政大臣（頼通）むづからせ給ひて、如何にかかる僻難（ひがなん）をば申しけるぞ、とて、勘当せさせ給ひて、明くる年まで赦させ給はざりければ、（後略）△「今鏡」第九「唐歌」▽。

先にも言及したように、鷹司殿の屏風詩の撰者は齊信であった（出典である「江談抄」第五「詩事」の「鷹司殿ノ屏風詩ノ事」には、「又命ゼラレテ云フ、鷹司殿ノ屏風詩ハ、齊信卿、之ヲ撰セラレ、齊信、頗ル多ク資業ノ詩ヲ入レラル。△後略▽」とあり、「今昔物語」巻二十四「藤原資業の作れる詩を義忠の難せし語。」にも、「△前略▽其の比△ころ▽、齊信の民部卿大納言と云ふ人あり。身の才ありて文章にいたれるによりて、仰せを承りて此の詩どもを選び定められるに、資業が詩あまた入りたりけるを、△後略▽」とある。彼は、屏風詩の撰者に任命されるほど、それほど、当時の詩壇に重きをなしていたのである。

すでに述べたように、この鷹司殿の屏風詩が詠進され、齊信によって、その詩の選定が行なわれた時期は未詳であるが、恐らく長和四年（一〇一五）以後、寛仁三年（一〇一九）以前のことであつたらう。任命者は、エピソードの内容からして、藤原頼通であつたのであろうか（頼通は、寛仁元年三月には、道長に代つて摂政となり、同三年十二月には、道長の出家によって閑白になつてゐる）。あるいは、やはり、道長であつたのであろうか。

確かに、齊信は、当時の詩壇に重きをなして、屏風詩の撰者にも任命されていたらしい。例えば、「寛仁二年（一〇一八）正月二十一日、按察大納言（齊信）・四条大納言（公任）、大殿（道長

邸）ニ於イテ、摂政殿（頼通）ノ大饗ノ料ノ御屏風ノ詩并ビニ歌等ヲ扱ビ定ム。（後略）」△「左経記」▽とあるように、齊信は、道長にその漢詩文や和歌の才能を認められて、摂政・頼通の大饗の部屋に飾る屏風の詩や歌の選定に、公任とともに参加したという。その屏風は、「四尺ノ倭絵屏風十二帖」△「小右記」▽であつたという。勿論、齊信は、その詩歌の選定に参加しただけではなく、彼自身も詩を詠進したのである。そして、「摂政ノ大饗ノ析（△料▽字に同じ。）ノ屏風ノ詩并ビニ和哥等ヲ持チテ来ラレ、来ラレシ上達智部ト相定ム。按察大納言・四条大納言ハ各（おのおの）詩五首、是レ皆上（たてまつ）レバ、仍（よ）リテ入ル。広業・為政・義忠・為時法師等ノ詩モ相定ム。各兩三入ル。（後略）」△「御堂閑白記」▽とあるように、彼の詠進した五首の詩は、公任のそれとともに、全部が採用されたという。齊信の、当時の詩壇における重鎮ぶりを知るべきである。

さて、鷹司殿の屏風詩であるが、その齊信の選定に対して、藤原義忠の直訴が、頼通になされたらしい。それは、藤原資業の詩があまりにも多く選ばれていたのであつたという。

「今昔物語」によると、義忠の直訴の内容は、「此ノ資業朝臣ノ作レル詩ハ極テ異様ノ詩共也。他声ニシテ平声ニ非ザル字共有リ。難専ラ多シ。然ドモ、此レ資業ガ当職ノ受領ナルニ依テ、大納言（齊信）其ノ饗応有テ被入（いれられ）タル也。」というものであつたらしい。つまり、平仄の合わない、欠点だらけの資業の詩を撰者の齊信が多く採用したのは、現職の受領である資業の供応を齊信が受けたからに違いない、というのである。

「他声ニシテ平声ニ非ザル字共有リ。難専ラ多シ。」ということについては、すでに述べたように、「今鏡」には、「色の糸、詞綴りて春の風に任せたり(色糸詞綴任春風)、といへる糸といふ文字、平声にあらず、僻事なり。」とあり、より具体的に説明されている(なお、「江談抄」には、この部分が、「花塘ノ宴ノ詩ノ色糸ノ句、之ヲ撰ビ入レラル。義忠ハ之ヲ聞キテ宇治殿ニ申ス、ト、云々。糸字ハ他声ニシテ、平声ニ非ズ。僻事ト謂フ可シ、ト。」となつており、「色糸詞綴任春風」という句の入つていた資業の詩の題が、「花塘ノ宴」であつたということも明示されている)。この、「色糸詞綴任春風」という句の中の「糸」字が平声ではなく、他声(仄声)であり、それ故に「僻事」である、との義忠の批難は、恐らく「孤平」のことを言っているのであろう。もし、「糸」字が平声でなければ、この一句は、「仄仄平仄仄平平」という平仄の配列になり、第二字目と第四字目の「仄」の間に「平」が一つだけ挟まれる、いわゆる「孤平」のかたちになつてしまふし、さらに、第二字目と第四字目の平仄が同じになつてしまふ、いわゆる「二四不同」の原則にもあわなくなつてしまふ。「孤平」を犯し、「二四不同」の原則にあわなければ、確かに、それは、近体詩の平仄式にあわない抛体の詩ということになつてしまふ。恐らく、「僻事」である、との義忠の批難は、そのことを言っているのであろう。

ただし、「糸」字は、仄声(この場合は、入声の錫韻で、音は「ベキ」)であると同時に、平声(この場合は、平声の支韻で、音は「シ」)としても発音され、使用されることがある(ともに

訓は「いと」。平安朝においても、漢字一字に平声と仄声の両方がある場合、互いに通用して使用されていたことは、例えば、「但シ兩音ノ字ニ通用ノ例有リ。文章ノ許ス所ナリ。時ニ随ヒテ斟酌ス可キカ。」(「江談抄」第五「詩事」)とあることによつて分かる)。そのことを、音信はどうも知つていたらしい。「民部卿此ノ事ヲ伝ヘ聞キテ、攀縁(へんえん・憤慨の意)ヲ発シテ、此ノ詩共ヲ、皆麗句微妙ニシテ、撰フ所ニ私無キ由ヲ被申(まうさされ)ケレバ、……」(「今昔物語」)とあるように、音信は、義忠の批難を理不尽なこととして一蹴したという。この部分は、すでに述べたように、「今鏡」には、「民部卿の文集の詩の、句句の麗しき詞、色の糸を綴れり、といへるを稽へて奉られたりければ、……」とあり、この時の音信が、「白氏文集」(「白氏長慶集」卷五十三)の中の「微之酬ユ」という七律の第四句目の「句句妍詞綴色糸」という一句を実例として使い、義忠の批難をかわしたことにしている(なお、「江談抄」には、「戸部納言△音信▽ハ此ノ事ヲ聞キテ、文集ノ詩ヲ勘△かんが▽ヘ獻ゼラレテ云フ、声々麗句寒玉ヲ敷キ、句句妍詞色糸ヲ綴ル、ト△声々麗句敷寒玉、句句妍詞綴色糸。▽、云々。」とある。ただし、四部叢刊本「白氏長慶集」には、この二句を、「声声麗曲敷寒玉、句句妍辭綴色糸。」に作る)。確かに、この「白氏文集」の「句句妍詞綴色糸」という一句は、「仄仄平仄仄平」(なお、「辭」字も平声であり、四部叢刊本の場合も、これに同じ。)という平仄の配列になつている。この場合、「糸」字は、仄声としてではなく、あくまでも平声として使われていると考へなければならぬ。なぜなら、「糸」字が仄声

であれば、それでは、下の三字がみな仄字ということになり、いわゆる「下三連」を犯していることになるからである。また、それにもまして、この「微之ニ酬ユ」という七律が、平声の支韻で韻を踏んでおり、その韻字は、全部で五つ。当然、第四句目の末尾の「糸」字も、その中に含まれなければならないからである。

齊信が、「白氏文集」の中から平声として使用されている「糸」字の用例をみつけたして、義忠の批難をかわした、というこのエピソードは、漢詩文の実作者としての齊信像を知る上で、二つの面ですべて興味深い。一つは、齊信が近体詩の平仄式にも精通していたらしいということを示させてくれるからであり、二つは、彼が「白氏文集」に常日頃慣れ親んでいたらしいことを暗示させてくれるからである。

齊信が「白氏文集」に常日頃慣れ親しんでいたらしいという、その後者のことについては、別の方面からも証拠だてることができ。それは、彼が漢詩朗詠の名手であり、それも、しばしば、「白氏文集」中の一句を朗詠しては人々を感心させているからである（齊信が漢詩朗詠の名手であったという事実は、漢詩実作者としての彼を知る上でも重視する必要があると思われる）。

○「舟のうちにや老をばかこつらむ」といひたるを、聞きつけ給へるにや、大夫（齊信）、「徐・福・文・成・誦・誦・おほし」とうち誦し給ふ声も、さまざま、こよなういままかしく見ゆ（「紫式部日記」）。

○西の京といふ所のあはれなりつる事、（齊信）「もろともに見る人のあらましかばとなんおぼえつる。垣なども皆古りて、苔生ひてなむ」など語りつれば、宰相の君、「瓦に松はありつや」と

いらへたるに、いみじうめで「西の方、都門を去れる事いくばくの地ぞ」と口ずさびつる事など、かしがましきまでいひしこそをかしかりしか（「古典大系本「枕草子」第八十三段」）。

○宰相の中將齊信・宣方の中將・道方の少納言などまゐり給へるに、人々出でてものなどいふに、ついでもなく、「明日はいかなることをか」といふに、（齊信）いささか思ひまはしとどこほりもなく、「人間の四月をこそは」といらへ給へるがいみじうをかしきこそ（同上本「枕草子」第六十一段）。

○齊信ハ後ニ藏人ノ頭ト為リ、所行甚ダ高シ。隨身ヲ小庭ニ召シテ之ヲ仕ヘシメ、事アル毎ニ大將ノ如シ。鳳凰池上ノ月ノ句ヲ誦シテ禁庭ヲ徘徊スレバ、人ハ歎伏セザル莫ク、神仙中ノ人ト為ス（「古事談」第二「臣節」）。

齊信は、確かに、漢詩朗詠の名手であつたらしく、例えば、清少納言から、「詩をいとをかしう誦じ侍るものを。」（「枕草子」第六十一段）とまで言われていた人物である。また、彼は暗記力にすぐれていたらしく、これまた、清少納言から、「過ぎにたることなれども、心得ていふは誰もをかしき中に、女などこそさやうの物忘れはせぬ、男はさしもあらず、よみたる歌などをだにままおぼえなるものを、まことにをかし。」と言われ、激賞されていた人物である。その彼が、「書は文集。文選。新賦。史記。五帝本紀。……」（同上第二十一段）と言われているように、当時の第一の教養の書に挙げられていた「白氏文集」を、漢詩実作者として、また、漢詩朗詠者として人一倍大切に感じて、その詩句を暗誦していたであらうこと、それは容易に想像される。しかし、それにしても、

右記のように、「いささか思ひまほし、とどこほりもなく」、その時・所・位に應じて『白氏文集』中の佳句を朗詠したという斉信のエピソードには、やはり注目せずにはいられない。

右記の第一例は、紫式部の、「舟のうちにや老をばかこつらむ」という言葉が、『白氏文集』八卷三三の「海漫漫」中の第十四句目の「童男・卯女（くわんぢよ・幼女）ハ舟中ニ老イ」によつたものであることをすぐに悟り、斉信が、それに続く第十五句目の「徐福（秦の方士）・文成（漢の方士）ハ誑誕（でたらめ）多シ」を朗詠して応答したというエピソードである。第二例は、宰相の君の、「瓦に松はありつや」という斉信への応答が、『白氏文集』八卷四四の「飄宮高」中の第八句目の「墻ニ衣（こけ）有り瓦ニ松有り」を意識して発せられていることをすばやく悟り、興にのつた彼が、その第十一句目の「西ノカタ都門ヲ去ルコト幾多ノ地ゾ」を朗詠して、人々の喝采を博したというエピソードである。第三例は、清少納言の、「明日は、どんな詩を朗詠なさいますか。」という唐突な質問に、斉信が、少しも慌てず騒がず、『白氏文集』八卷十六の「大林寺ノ桃花」中の第一句目の「人間ノ四月芳菲尽キ」を引用して即答したというエピソードである。第四例は、斉信が蔵人の頭であつた頃、隨身を使役し宮中を警備しながら、『白氏文集』八卷二十の「陽城駅ニ宿シテ月ニ対ス」中の第三句目の「鳳凰池（禁中の池の名。なお、四部叢刊本は、鳳皇池に作る。）上ノ月」を朗詠して、人々を感服させ、まるで神仙の世界の人のようだと思わせたというエピソードである（なお、ちなみに、この四例中の詩句は、どれも『和漢朗詠』にはとられていない。）。

「本朝麗藻」全注釈(中)

勿論、斉信は、漢詩朗詠の名手として、『白氏文集』中の詩句だけではなく、それ以外の詩句、例えば、本朝の同時代の詩人の詩句をも朗詠して、人々を感心させたという。

○東三条関白前の太政大臣（兼家。なお、『今鏡』は、「宇治の大臣」八頼通に作る。）九月十三夜の月にさそはれて、東北院の念仏に参り給ひたりけるに、夜打ち更けて世の中もしづかなるほどに、斉信民部卿をめして、「今宵ただにはいかがやまん。朗詠ありなんや」と仰せられければ、いと畏まりて、暫しわづらふ気色なるを、人々耳を時てて、いかなる句をか詠せんずらんと待つほどに、「極楽の尊を念すること一夜」と打ち出だしたりける、たぐひなくめでたかりけり。此の句書きたる斉信、やがて御共に候ひけり。我が句をしもさばかりの人の朗詠せられたりける、いかばかり心の中すしかりけんハ「十訓抄」下V。

右記のエピソード中の、斉信が朗詠した「極楽の尊を念すること一夜」という詩句は、紀斉名の「七言。暮春、勸学会ニ法華経ヲ講ズルヲ聴キテ、同ジク山林ヲ撰念スルヲ賦ス。」ハ「本朝文粹」卷十所収Vという詩序中のもので、「時ニ梵宮ハ日暮レ、仙境ハ春閑（のど）カナリ。極楽ノ尊ヲ念ズルコト一夜ニシテ、山月ハ正ニ円（まだ）カナリ。句曲（山名）ノ会ニ先ダツコト三朝ニシテ、洞花ハ落チント欲ス。」とあるもの（なお、「念極楽之尊一夜、山月正円。先句曲之会三朝、洞花欲落。」は、『和漢朗詠集』八卷下「仏事」Vにも所収、ただし、「句曲」は「勾曲」に作る。）。まさしく、時・所・位を得た漢詩文の朗詠であり、斉信の面目躍如たるところがある。（一九八二・九・二七・未完）